

●大田原市那須与一伝承館多目的ホール利用要項

このたびは多目的ホールをご利用いただき、ありがとうございます。

ご利用にあたり、下記の内容につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

・利用時間について

- (1) 利用時間は、申請していただきました時間を厳守してください。
利用時間を変更する場合は、伝承館職員までお申し出ください。
- (2) イベント等の企画にあたっては、事前準備や後片付け等も含めた時間を申請してください。
なお、ホールの利用時間は9時から22時までとなっておりますので、ご注意ください。
- (3) 申請していただいた開始時刻前からのご利用は、お断りさせていただいております。

・ホールの使用について

- (1) 公序良俗や暴力排斥に反する恐れがあるイベントや使用方法は禁止しております。
- (2) 物品販売を主目的とする使用や、その他管理上支障のある場合の利用等は禁止しております。
- (3) ホール内の音が外に漏れますと、竹のギャラリーや伝承館展示室で観覧中のお客様のご迷惑となりますので、ホールの扉は閉めてください。

・備品の使用について

- (1) 使用する備品や個数につきましては、申請していただきましたものをご利用ください。
- (2) 備品を追加する場合は、伝承館職員までお申し出ください。
なお、追加する備品の種類によっては、追加料金が発生する場合があります。

・楽屋の使用について

- (1) 湯沸かし器等の湯気や煙が出るものを使用されますと、火災報知器が感知し作動します。
湯沸かし器等をご使用の際は、給湯室をご利用ください。

・ホール、備品、楽屋の使用後について

- (1) ホールや備品、楽屋の利用が終了いたしましたら、伝承館事務室へお声がけください。
- (2) 原状回復をしていただくとともに、ごみの回収やモップがけをしてください。
ワイヤレスマイクをご利用になった際は、電池を外してください。
- (3) 点検票に実際の使用時刻や人数、使用備品等を記入してください。
- (4) 申請いただいた利用時間と実際の利用時間が異なっている場合の返金はいたしかねます。
- (5) 故意または過失により建物や備品等を毀損・汚損・滅失した際は、それによって生じた損害を多目的ホールや備品の使用者または使用団体に賠償していただきます。
- (6) 忘れ物については、3か月保管いたします。伝承館までご連絡ください。

・その他

- (1) ホールや備品・楽屋については、他の団体もご利用になるため、綺麗に使用してください。
- (2) ホール内・楽屋及び竹のギャラリー内での飲食や喫煙はご遠慮ください。

大田原市那須与一伝承館（〒324-0012 大田原市南金丸 1584-6）

☎ 0287-20-0220 / FAX 0287-20-1012